

入 札 説 明 書

次の契約に係る入札については、本件契約に係る入札の公告（以下「入札公告」という。）及び関係法令等に定めるもののほか、本入札説明書の定めによるものとする。

1 入札公告の日

令和8年2月3日

2 入札に付する事項

- (1) 件名 和歌山市本庁舎等警備業務
- (2) 委託番号 22
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 入札公告1の(4)のとおり
- (5) 入札参加形態 入札公告1の(5)のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告2のとおり

4 担当部局

- (1) 本件契約に係る入札について
和歌山市七番丁23番地
和歌山市財政局財政部調達課業務契約班
電話番号 073-435-1033
FAX番号 073-435-1259
- (2) 本件契約に係る仕様・契約について
和歌山市七番丁23番地
和歌山市財政局財政部管財課
電話番号 073-435-1032
FAX番号 073-435-1259

5 競争入札参加資格確認申請等

本件契約に係る入札に参加を希望する者は、入札公告及び仕様書に定める要件を満たし、確実に履行可能である場合に限り、入札公告2に掲げる入札参加資格を有することの確認（以下「資格確認」という。）を受けるため、次のとおり競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）を提出すること。

なお、入札公告3の(3)に掲げる提出期間に申請書及び確認資料を提出しない者並びに資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、本件契約に係る入札に参加することができない。

(1) 申請書様式等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

入札公告3の(3)のとおり

(3) 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先

上記4の(1)に同じ

(4) 申請書の記載方法

和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に

基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている本店（主たる営業所）における商号又は名称等を申請書に記載すること。ただし、代表者から和歌山市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する支店等が資格者名簿に登録されている場合は、当該支店等における商号又は名称等を申請書に記載すること。

（５）確認資料の作成方法

確認資料は、次のとおり作成し、申請書に添付すること。

ア 法人設立・事務所等設置申告書の写し

和歌山市以外に本店（主たる営業所）を有している者に限り、和歌山市長に対し届出を行った「法人設立・事務所等設置申告書」の写しを提出すること。ただし、和歌山市長に対し当該申告書の届出を行っているが当該申告書の届出年度が著しく過年度等であるためにこれを提出することが困難である場合は、和歌山市内の支店等に係る法人市民税納税証明書を提出することにより、これに代えることができる。なお、当該証明書については、直近決算期かつ本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

イ 入札公告２の（９）に掲げる認定を受けていること等を証する書類

和歌山県内に本店（主たる営業所）を有している者にあつては警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条の規定により和歌山県公安委員会の認定を受けていることを証する書類を、和歌山県以外に本店（主たる営業所）を有している者にあつては同法第４条の規定により都道府県公安委員会の認定を受けていることを証する書類及び同法第９条の規定による届出書を和歌山県公安委員会に提出していることを証する書類を提出すること。ただし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

さらに、警備業法第２２条の規定により選任している警備員指導教育責任者に係る警備員指導教育責任者資格者証の写しを提出すること。ただし、警備業務の区分を施設警備業務（警備業法第２条第１項第１号に係るものをいう。）及び雑踏・交通誘導警備業務（警備業法第２条第１項第２号に係るものをいう。）とするものであること。

ウ 入札公告２の（１０）に掲げる届出書を提出していることを証する書類

警備業法第４０条の規定による機械警備業務に係る届出書を和歌山県公安委員会に提出していることを証する書類を提出すること。

さらに、警備業法第４２条の規定により選任している機械警備業務管理者に係る機械警備業務管理者資格者証の写しを提出すること。

エ 入札公告２の（１１）に掲げる契約を履行した実績（以下「履行実績」という。）を有することを証する書類

（ア）履行実績について、別添交付書類の「履行実績調書」に記載し、提出すること。なお、記載する同種の履行実績の件数は１件でよい。

（イ）履行実績を有することを確認することができる資料として、履行実績調書に記載した契約に係る契約書の写し、仕様書等の写し等を提出すること。

（６）競争入札参加資格確認通知

資格確認は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して３日（休日等（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に競争入札参加資格確認通知書により通知する。

（７）入札参加資格を有しない場合の理由の説明

資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、入札参加資格を有しないと認めた理由について、次のとおり文書により説明を求めることができる。

ア 提出期限

上記５の（６）の競争入札参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して７日（休日等を含む。）後の日の午後５時まで

ただし、提出期限の日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日の同時刻までとする。

イ 提出場所

上記４の（１）に同じ

ウ 提出方法

持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

（８）入札参加資格の喪失

資格確認により入札参加資格を有すると認めた者が次のいずれかに該当するときは、本件契約に係る入札参加資格は喪失する。

ア 入札公告２に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたとき。

（９）その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び確認資料は、競争入札参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 申請書及び確認資料の提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

オ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたときは、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

カ 申請書の提出があったときは、地方自治法施行令、和歌山市契約規則及び仕様書承諾のうえ、仕様書規定どおりの履行が可能であることを申請者自ら証明したものとする。

６ 仕様書等に関する質問方法等

（１）質問方法

仕様書のとおり

（２）問い合わせ先

上記４の（２）に同じ

７ 入札（現場）説明会

入札公告３の（５）のとおり

８ 入札（開札）等

（１）担当部局

上記４の（１）に同じ

（２）入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札公告３の（６）のとおり

（３）入札書の到着期限

入札公告３の（７）のとおり

（４）入札（開札）における注意事項

ア 入札条件、郵便入札における説明及び注意事項を遵守すること。

イ 郵便入札における説明及び注意事項は、和歌山市ホームページに掲載しているので、確認すること。

（５）金額の記載方法

入札は１か月当たりの金額で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった

額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額を入札書に記載すること。

9 その他

(1) 前払い制度

入札公告4の(1)のとおり

(2) 部分払い制度

入札公告4の(2)のとおり

(3) 議会の議決

入札公告4の(3)のとおり

(4) 入札保証金

入札公告4の(4)のとおり

(5) 契約保証金

入札公告4の(5)のとおり

(6) 最低制限価格の設定

入札公告4の(6)のとおり

(7) 契約書作成の要否

入札公告4の(7)のとおり

(8) 入札の無効

入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) 手続における交渉の有無

無し

(10) 契約に係る特約事項

ア 本件契約に係る和歌山市の令和8年度歳出予算が適法に執行し得ない場合は、本件契約を締結しない。

イ 本件契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、入札公告1の(4)の期間にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る和歌山市の歳出予算が減額又は削除があった場合は、本件契約を解除することがある。